

音更町木造住宅における簡易耐震診断業務事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、町民の地震に対する不安解消と住宅の耐震改修等を促進するために実施する木造住宅を対象とした簡易耐震診断業務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象住宅)

第2 簡易耐震診断業務の対象は、次の全ての要件を満たす住宅とする(プレハブ住宅は除く。)

- (1) 音更町内にあること。
- (2) 木造の戸建て住宅又は併用住宅(延べ床面積の2分の1以上が居住用のものに限る。)であること。
- (3) 階数は2階建て以下であること(地階がある住宅は対象外)。
- (4) 延べ床面積は500平方メートル以下であること。
- (5) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- (6) 建築確認申請書又は診断計算に必要な図面があること。
- (7) 所有者自らが居住しているものであること。
- (8) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令に違反していないこと。

(診断方法)

第3 簡易耐震診断は、財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法により実施することとし、同協会の「木造住宅耐震診断プログラム」を活用する。

2 診断に当たっては、建築確認申請書、申請者から提出のあった図面等により基礎情報を把握し、現地調査は実施しないこととする。

(実施機関)

第4 簡易耐震診断は、建築住宅課建築係において実施する。

(診断費用)

第5 簡易耐震診断費用は、無料とする。

(申請手続き)

第6 簡易耐震診断の実施に係る手続は、次のとおりとする。

(1) 申込み

簡易耐震診断を希望する者は、簡易耐震診断申込書(別記第1号様式)に、建築確認申請書図面又は同等の図面(仕上げ表、筋かい等の位置及び仕様の分かる各階平面図)を添えて町長に申請しなければならない。

(2) 診断結果の通知

町長は、次の書類を添えて、診断結果を申請者に通知するものとする。

ア 診断結果表(別記第2号様式)

イ 診断プログラムで出力した結果表(総合評価を除く。)

(委任)

第7 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年2月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の音更町木造住宅における簡易耐震診断業務事務処理要領の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この要領による改正後の音更町木造住宅における簡易耐震診断業務事務処理要領の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することを妨げない。